

六ヶ所村空家等利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則（令和3年規則第18号。以下「規則」という。）第2条第1項第3号に基づき実施する、六ヶ所村空家等利活用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等又は特定空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等又は特定空家等の売却又は賃貸を行うことができるものをいう。
- (4) 店舗兼住宅 事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物であつて、その延べ面積の過半を住宅の用途に供しているものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和元年規則第1号）第3条に規定する空家等管理台帳に記載された空家等又は特定空家等であつて、今後の適切な管理又は活用が見込まれる建築物（同一敷地内にある附属建築物を含む。）とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の関係法令の規定に適合していないもの
- (2) アパート、事務所その他の事業の用に供する目的で建築されたもの。ただし、店舗兼住宅は除く。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたもの
- (4) 国又は地方公共団体から、この要綱に基づく補助金の交付の対象となる内容と同一の内容に対して補助を受けているもの
- (5) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物については、規則第8条第1項に規定する実績報告までに耐震性の確保が見込めないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象工事を行う者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者等
- (2) 補助対象空家等を賃借又は購入したもの

(補助対象工事及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、空家等の解消のために行う補助対象空家等の改修工事とし、補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、当該改修工事に係る設計費、工事費、工事監理費その他必要と認められる委託費等とする。

2 火災、風水害等において保険金の対象となる場合は、前項に規定する補助対象経費から当該保険金を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第14条第2項の勧告を受けたものに係る補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は70万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、補助対象工事に着手する日から起算して14日前までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類（運転免許証、旅券（パスポート）又は個人番号カード等の写し）
 - (2) 工事概要を確認することができる図面（案内図、配置図又は平面図等）
 - (3) 現況写真
 - (4) 工事見積書（内訳明細が明記されているものに限る。）
 - (5) 工事同意書及び印鑑証明書並びに登録事項証明書の写し（規則第3条第2項に該当する場合）
 - (6) 村外に住所を有するものにあつては、現在居住する市町村の住民票の写し及び納税証明書
 - (7) 補助金振込先金融機関の通帳の写し
 - (8) 補助対象工事完了後の用途、利用者、期間等の具体的な活用方法を確認することができる利用計画書
 - (9) 補助金の交付を受けようとする者が補助対象空家等の所有者等以外の者又はその存する土地の所有者等以外の者である場合は、賃貸借契約書又は賃貸借契約若しくは売買契約の確約書の写し
 - (10) その他村長が必要と認める書類
- (実績報告)

第8条 規則第8条第2項に規定する村長が別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書等支払いしたことを確認することができる書類
- (3) 工事写真（着工前、施工中及び完成後の状況を撮影したもの）
- (4) 改修設計費を補助対象としている場合は設計図書
- (5) その他村長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。